八代市住民自治推進検討委員会設置要領

平成 18 年 1 月 30 日施行

(設置)

第1条 住民自治によるまちづくりに向けての具体的方策及び住民と行政の連携等について、協議及び検討を行うため、八代市住民自治推進検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。
- (1)住民と行政の連携に関する事項
- (2)住民自治のための行政支援に関する事項
- (3) その他住民自治の推進に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1)地域審議会委員
- (2)学識経験者

(委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集しその議長となる。
- 2 委員会の会議(以下「会議」という。)は原則として公開するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見等を 求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会での検討経過及び結果について、各地域審議会に報告しなければ ならない。

(任期)

第7条 委員の任期は、平成18年12月31日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合調整室地域振興担当において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、総合調整室長専決の日から施行する。